

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 七〇五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七〇五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 七〇五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 七〇五
- 道路の区域を変更する件三件 七〇五

公 告

- 道路の供用を開始する件二件 七〇六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 七〇七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 七〇七
- 宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件 七〇七
- 福島県警察本部 七〇七
- 一般競争入札を行う件 七〇七

告 示

福島県告示第七百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十年十二月二日福島市に招集する。
平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤雄平
(総務課)

福島県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十一月十八日から同年十二月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
桜ヶ丘ショッピングセンター 相馬市中村字桜ヶ丘百七十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十一月十八日から同年十二月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドル鎌田店 福島市鎌田字西舟戸十一番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、高郷土地改良区から平成二十年六月二日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月十二日認可した。
平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第七百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤雄平

変更前変 敷地の幅員 延 長

路線名	国道四〇一号	供用開始の区間	南会津郡南会津町山口字村上八二三番二地先から 同 郡同 町山口字堀田七七〇番一地先まで	供用開始の期日	平成二〇年十一月一八日
-----	--------	---------	--	---------	-------------

(道路計画課)

公 告

公告第五百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十年十一月六日

二 名称

特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会

三 代表者の氏名

遠藤 重子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町字小金林二十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の保護者の良きアドバイザーになり、子供たちが健やかに育つよう、専門性を持って、子育て支援を行うことを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十年十月三十日

二 名称

NPO法人はらまちクラブ

代表者の氏名

江本 節子

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区深野字台畑十五番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、南相馬市民及び隣接する地域の人々に対して、スポーツ活動・文化活動の振興を図るとともに、社会参加を促進する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百九十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十年十一月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の日時

平成二十年十二月四日 午前十時

二 聴聞の場所

福島市杉妻町二番十六号 県庁西庁舎四階四〇一会議室

三 聴聞の内容

いわき市小島町二丁目六番地の十株式会社総和が宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定に該当するため

(建築指導課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第53号

免許台帳フナイロン装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年11月18日

福島県警察本部長 久保 潤 二

一 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 免許台帳フナイロン装置 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 借入期間 平成21年1月1日から平成24年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得るものであること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年11月27日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年12月3日(水)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)